

空 き 家 を

問) おためし住宅って何?

答)
空き家を町が借り上げし、
勝央町に移住を希望する方に
勝央町での生活を体験いただくほか、
移住のための就職活動・住居探しの拠点と
して短期間利用してもらうための施設です。

有 効 利 用

問) 応募者の条件は?

答) ※くわしくは裏面をご覧ください。

問) 応募物件の条件は?

答) ※くわしくは裏面をご覧ください。

問) 借り上げの条件は?

答) ※くわしくは裏面をご覧ください。

問) 応募方法は?

答) ※くわしくは裏面をご覧ください。

し ま せ ん か ?

【申し込み及びお問い合わせ先】

勝央町役場 総務部 元気なまち推進室

TEL 0868-38-3111

FAX 0868-38-3120

メール soumu@town.shoo.okayama.jp

ほと田舎 えーがん
勝央

おためし住宅として活用するため、空き家を1棟募集します。

①応募者の要件

以下のすべての要件を満たす方が応募できます。

- 1 空き家等及びその敷地の両方を所有していること。共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。
- 2 町税等の滞納が無いこと。
- 3 破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがされていないこと。

②応募物件の要件

以下のすべての要件を満たす物件について応募できます。

- 1 勝央町空き家バンクに登録されていること(応募の際、同時申請登録も可)。
- 2 現況において居住可能な状態のもので、屋根・外壁・土台など構造体について修繕の必要がないものであること。

③借りに関する内容・要件

- 1 借上げ期間は5年間を基本とし、期間満了時には借上げた住宅を返却します。
- 2 おためし住宅利用者の有無に関わらず、町は借上げた空き家及びその敷地の固定資産税相当額を借上げ期間中負担いたします。空き家及びその敷地が所在することによる地区賦課金がある場合、その負担については別途協議いたします。
- 3 固定資産税相当額以外は、敷金、権利金等名目の如何を問わずお支払いできません。
- 4 借上げた空き家等について改修が必要な場合は、改修内容を所有者と協議して、改修費用500万円を限度に勝央町が改修を行います。
- 5 家財処分が必要な場合は、所有者と協議・確認して町が処分いたします。
- 6 借上げ期間内は勝央町が借上げた空き家等の補修・維持管理を行います。
- 7 借上げた空き家等の火災保険は、町が加入します。
- 8 借上げる空き家等の選定審査の際、建物内を含めた現地調査を行います。なお、「おためし住宅」が所在することとなる地区・地域の協力が不可欠であることから、区長・地域代表者への概要説明とヒアリングを実施し、採用・不採用の参考とします。
- 9 採用・不採用の決定は、文書で結果を通知します。

④応募方法(申請書様式は町ホームページからもダウンロードできます。)

申請書(様式1)に必要事項を記入のうえ、勝央町役場総務部元気なまち推進室に提出してください。なお、次の場合は、必要書類も添えてください。

- 1 共有の場合
 - ・共有者同意書(様式2)(共有者全員の同意が必要です。)
- 2 登記名義人が死亡している場合
 - ・相続人がわかる書類(戸籍・除籍謄本等、または遺産分割協議書)の写し
 - ・共有者同意書(様式2)(相続人が申請者のみの場合は不要。相続人全員の同意が必要です。)
- 3 申請者が法人の場合